

第4章 しょうがいしゃ福祉計画

1. 目標

ノーマライゼーションやインクルージョン、共生（ともに生きる）という考え方にもとづき、どんなしょうがいを持つ人も自立と自己決定が尊重されるような市民社会を目指します。

また、市民として対等・平等の権利が保障され、政治・経済・文化、さらには、教育・就労・医療など、社会のあらゆる分野への参加が実現され、幸せを実現できる市民社会を目指します。

そのために、しょうがいを持つことによる社会的不利や社会参加をはばむあらゆる壁をなくし、物理的な環境や心理的な壁を積極的に取り除いていけるよう取り組みます。

2. 現状と課題

しょうがいしゃ施策は施設生活から在宅生活へと大きく転換し、国立市においてもしょうがいしゃが必要なサービスを自ら選択し、地域で自立した生活をする方が年々増加傾向にあります。また、10年前と比較すると身体、知的しょうがいしゃ（児）は約600名増加し、高齢化も進んでいます。2006年（平成18年）2月現在、身体しょうがいしゃ手帳所持者は1,740名で、うち全身性しょうがいしゃの方は約50名です。近隣市と比べ重度しょうがいしゃの人口比率は高いとされ、支援費制度でのホームヘルパーの派遣時間も多くなっているのが現状です。また、愛の手帳は309名、精神しょうがいしゃ手帳は約200名の方が所持しています。しょうがいの程度や種別により利用されるサービスもまちまちですが、心身障害者自動車ガソリン費助成事業やリフトカー運行事業、身体障害者福祉電話設置等事業、聴覚障害者手話通訳者派遣等事業の利用者は微増傾向がみられます。

また、精神しょうがい者ホームヘルプ事業の利用者は年々増加し、2005年度（平成17年度）の利用時間は、前年度と比較し12.4%の増となりました。地域で暮らすしょうがいしゃをサポートする上で、ホームヘルパーの派遣は重要な施策の一つです。精神しょうがいしゃへのアンケート調査を実施し、その結果に基づき2005年度（平成17年度）からはグループホーム事業、デイサービス事業を開始しました。

国立市は、2005年（平成17年）4月に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しました。これは、しょうがいのある人もない人も、共に出会い、育み合える差別のないまちであり続けることを理念としていますが、しょうがいしゃの方が地域で安定したサービスを継続して受けられるよう、それぞれのニーズに合ったしょうがい福祉サービスを提供することが今後の課題と考えます。

また、障害者自立支援法の施行を受け、しょうがいしゃが地域で安心して暮らせるよう現行事業を評価し、就労移行、就労支援事業、相談支援事業、コミュニケーション事業等を構築することが今後の重要な検討課題となっています。

3. しょうがいしゃ福祉計画策定に当たっての視点

計画策定にあたって、現在の市政を取り巻く諸情勢と整合が図られ、行政ニーズとして確認され、実現していく必要があることから、次の各点を検討の視点として設定しました。

(1) 激しく揺れ動くしょうがいしゃ福祉制度のなかで、現行のサービス水準

を可能な限り維持していく視点

支援費制度から自立支援法へと制度が大きく変更となりましたが、その中にあっても、現行のサービス水準を可能な限り確保するために必要な施策は何か。

(2) 優先的に実施すべき施策を選択する視点

今後のしょうがいしゃ福祉の動向と現状を評価し、今、新たに取組まなければならない施策は何か。

(3) 重要であるが、全国保障性（※）を前提として施策を考える視点

重要な課題であるが、単独施策を組み立てることが困難で、全国保障性の観点から国、東京都に働きかけて、実現を目指していく施策は何か。

(4) 広く市民に受け入れられる施策及びサービス水準の視点

全市民的な視点から考慮すれば、多様な行政ニーズがある。一方、財政の規模の拡大が望めない中では、最終的には、限られた財源の配分の問題となる。広く市民の理解と合意が得られるしょうがいしゃ福祉施策とは何か、またそのサービスの水準は何か。

(5) 厳しい財政的制約の視点

経常収支比率が100%を超え、今後3年で、財政調整基金は底をつき、現状のサービス水準を維持することすら困難な事態が予測されている。このような状況において、この5か年で是非とも取り組まなければならないしゅうがいしゃ福祉の充実を図る施策は何か、実施方法は何か。

以上の視点は、相互に関連していますが、これをもとに、施策の優先性や実現の可能性、国や東京都と一体で取り組む必要のある施策等の検討をいたしました。

※ 全国保障性：法律で全国一律に福祉サービスが保障されていること。

4. 施策の方向

(1) ノーマライゼーションの考え方の具体化と福祉のまちづくりを推進します。

① しゅうがいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民を包みこみだ共生社会を目指します。

② 市民・行政・事業者が協働して福祉のまちづくりを推進し、小地域の住民活動を活性化して、しゅうがいしゃ、高齢者、児童を含めたネットワークを形成します。あわせて、しゅうがいしゃを含めた市民の福祉政策決定や立案への参画を推進します。

(2) 自立を支える生活支援サービスの充実を図ります。

① 生まれたときから高齢になっても地域での援助・支援を受けて生活できるようにします。

② どんなに重いしゅうがいがあっても対応できるだけの質と量を伴った福祉サービスを提供し、生涯を通じて多様な暮らし方が選択でき、自立を支えることができるシステムづくりと24時間対応できる相談体制を含む総合的ネットワークの形成を目指します。

(3) 自立生活を支える教育と日中の活動、就労支援の充実を図ります。

(4) 保健・医療・相談機能の充実を図ります。

(5) 社会参加を促進します。

① しょうがいがあってもみずかのうりよくはつきしゃかいこうけんげいじゅつ
表現活動などにより、自分の可能性に挑戦し、誇りと生きがいをもてる
社会をつくりまします。

② せいしんちいきせいかつしえんしさくすいしん
精神しょうがいしゃの地域生活支援のための施策を推進します。

5. 施策の内容

(1) ノーマライゼーションのかんがかたぐたいかふくしすいしん
考え方の具体化と福祉のまちづくりを推進します。

さいがいじゃくしゃたいさく
・災害弱者対策の推進

きょうつうかだいだいしょうこべつしさくさんしょう
共通する課題（第2章）の個別施策参照。

あんしんくすいしん
・だれもが安心して暮らせるまちづくりの推進

ちいきふくしけいかくだいしょうこべつしさくさんしょう
地域福祉計画（第5章）の個別施策参照。

じりつささせいかつしえんじゅうじつはか
(2) 自立を支える生活支援サービスの充実を図ります。

だつしせつかだつびょういんたいいんそくしん
・脱施設化・脱病院（退院）の促進

にゅうしよしせつそちしゃちいきいこうそくしん
・入所施設措置者の地域移行の促進

だつしせつかだつびょういんかおすすしそちかたがたしょうらい
脱施設化・脱病院化を推し進め、市が措置した方々については、将来に
そちしゃめざげんざいしななしせつにゅうしよきぼうしゃめいしんたい
は措置者ゼロを目指します。また、現在市内での施設入所希望者13名（身体
しょうがいしゃめいちてきめい
しょうがいしゃ1名、知的しょうがいしゃ12名）は、ワーキンググループ
なかけんとうすいつたいちいきせいかつしえんかたなか
の中で検討し、「住まいと一体となった地域生活支援のあり方」の中で
ぐたいかはかとうめんしんたいねんどへいせい
具体化を図ります。当面、身体しょうがいしゃについては、2006年度（平成
ねんどねんどすくめいもくひょうちいきいこうはかちてき
18年度）から、少なくとも1名ずつを目標に地域移行を図ります。知的し
ょうがいしゃについては、2006年度（平成18年度）から少なくとも2名ず
つを目標に地域移行を図ります。せいしん
精神しょうがいしゃについては、2006
ねんどへいせいねんどすくめいもくひょうちいきいこうはか
年度（平成18年度）から、少なくとも2名ずつを目標に地域移行を図りま
す。

すかたじゅうじつじぎょうめい
・住まいのあり方の充実について（事業名1）

せいしんざいたくすいしんじぎょうめい
・精神しょうがいしゃ在宅サービスの推進（事業名2）

ほんじぎょうせいしんじりつしえんひけんとう
本事業では、精神しょうがいしゃ自立支援費についても検討します。

さいせいしんしんしんしょうがいしゃふくしてあててきょう
その際、精神しょうがいしゃに心身障害者福祉手当が適用されないため、
しんしんしょうがいしゃふくしてあてそうとうしんせつけんとう
心身障害者福祉手当に相当するものを新設できないかどうか検討します。

しんせつばあいつぎようけんみ
新設できる場合は、次の要件を満たすものとします。

たいしょうしゃねんきんいがいじゅうぶんしゅうにゅうかぞくじりつしゅうろう
対象者：年金以外に十分な収入がなく、家族からの自立や就労に

よる自立を目指している精神しょうがいしゃの方。
 対象要件：本人申請を原則とするが、一定の職業訓練を受けている
 か、ハローワークなどに求人登録をしている方。
 支給期間：自立支援費の支給は一定程度の収入（8万円程度）が得
 られるまでとします。
 その他：自立支援費の適用の有無は、本人の状態を見て、適宜判断
 します。

・精神しょうがいしゃのためのショートステイ事業の創設（事業名3）

・しょうがいしゃ地域自立生活支援センター事業の充実（事業名4）

・市独自の介助制度の創設（事業名5）

支援費等でなされている次の各種事業も市独自の介助制度として組み
 込むことが可能かどうかを検討する。

しょうがいしゃ（児）ホームヘルプサービス事業

（重度身体しょうがいしゃ（児）知的しょうがいしゃ（児）ホームヘルプサービス事業）

現行派遣人数269人 延派遣時間194,857時間→2010年度（平成22年
 度）目標

派遣人数281人 延派遣時間203,444時間

○数値目標の根拠

現行派遣人数269人＋地域移行者12人

724時間／年平均×281人＝203,444時間

精神しょうがいしゃホームヘルプサービス事業の実施を含む

現行派遣人数27人 延派遣時間3,998時間

→2010年度（平成22年度）目標 派遣人数35人 延派遣時間

5,194時間

数値目標の根拠（35世帯）

148時間／年平均×27世帯×1.3倍＝5,194時間

重度脳性麻痺者等介護人派遣事業

視力しょうがいしゃガイドヘルパー事業

・手話通訳派遣事業

（現行派遣回数33回 利用登録者数29人

→2010年度（平成22年度）目標 派遣回数50回 延利用登録者数50人

・盲ろう者通訳・介助員養成

養成講座の設置の検討を行い、社会資源（ボランティア養成も含む）
 として活用できるかどうか検討します。養成数や養成講座の設置について
 では、社会参加推進事業ワーキンググループの中で検討します。

・各種事業の継続

しょうがいしゃ生活支援事業の継続

しょうがいしゃ（児）緊急入所事業（ショートステイ）

（公立・民間のグループホームなどと利用契約を結ぶ。また、市に登録した介護者の家なども利用しながら幅広くショートステイ事業が行えるようにします。）

現行派遣世帯数32世帯 延派遣日数570日

→2010年度（平成22年度）目標 派遣世帯41世帯 延派遣日数729日

○数値目標の根拠 17.8日/年平均×（32世帯×1.28倍）＝729日

心身しょうがいしゃ（児）・知的しょうがいしゃ在宅緊急一時保護事業
 ショートステイについては、市独自の介助制度の中で検討する。

入浴サービス	補装具・日常生活用具等の給付事業
住宅設備改善事業	心身障害者住宅家賃助成事業
緊急通報システム事業	身体しょうがいしゃ福祉電話設置等事業
聴覚しょうがいしゃ電話ファックス設置等事業	

かくしゅてあ しきゅう
 ・各種手当での支給

心身障害者福祉手当	心身障害児福祉手当
特別障害者手当、	障害児福祉手当
重度心身障害者手当	特別児童扶養手当
障害手当（児童育成）	特殊疾病者等福祉手当
心身障害者扶養年金	

じりつせいかつ ささ きょういく にちちゅう かつどう しゅうろうしえん じゅうじつ はか
 (3) 自立生活を支える教育と日中の活動、就労支援の充実を図ります。

とうごうほいく そくしん ようじ りょういくじぎょう じぎょうめい
 ・ 統合保育の促進としょうがいのある幼児の療育事業（事業名6）

こ とも そだ ゆた きょういく せいど かくりつ じぎょうめい
 ・ どの子も共に育つ、豊かな教育をめざす制度の確立（事業名7）

しゃかいさん かすいすいしんじぎょう じぎょうめい
 ・ 社会参加の推進事業（事業名8）

くにたちし しゅうろうしえんじぎょう そうせつ じぎょうめい
 ・ 国上市しょうがいしゃ就労支援事業の創設（事業名9）

せいしん しよくばかいたく ふくしぶ ちゅうしん かんれん
 （精神しょうがいしゃの職場開拓については、福祉部が中心となり、関連
 きかん ちょうせい うえ しゅうろう じつげん ねんど へい
 機関と調整の上、就労が実現できるようにします。なお、2010年度（平
 せい ねんど めいていど しゅうろう もくひょう しゅうろう けんとう
 成22年度）までに10名程度の就労を目標とし、ピア就労も検討しま
 す。）

ちようきてきしてん た ちいきせいかつ ば かくほ けんとう ほしょう
 ・ 長期的視点に立った地域生活の場の確保の検討と保障

しょうがいしゃ
 障害者センター、とりわけ、「あさがお」「あすなろ」等しょうがい
 おも ひと あんしん かよ しせつ けいぞく きぼうしゃ う い
 の重い人たちが安心して通える施設の継続と希望者の受け入れ。

助成金等の適正支給の検討

情報の公開

ちいき じぎょう しょうきぼつうしよじゅさんしせつ さぎょうじよ じゅうじつ
 ・ 地域デイグループ事業・小規模通所授産施設、作業所の充実

ほけん いりょう そうだんきのう じゅうじつ はか
 (4) 保健・医療・相談機能の充実を図ります。

あんしん いりょう う たいせい すいしん じぎょうめい
 ・ しょうがいしゃが安心して医療を受けられる体制の推進（事業名10）

こころ やまい しみんけいはつかつどう じゅうじつ
 ・ 心の病の市民啓発活動の充実

こころ やまい そうだんたいせい じゅうじつ
 ・ 心の病の相談体制の充実

かくしゅほけん いりょう そうだんきのう けんとう じっし
 ・ 各種保健・医療・相談機能サービスの検討・実施

しゃかいさんか そくしん
 (5) 社会参加を促進します。

す すいしん とお しゃかいさんか そくしん
 ・ 「だれもが住みやすいまちづくりの推進」を通しての社会参加の促進

せいかつかんきょう せいび
 ・ 生活環境の整備

こうつうきかん せいび
 ・ 交通機関の整備

・リフトカー^{うんこうじぎょう}運行事業

(^{げんこうりょうけんすう}現利用件数3,369件、^{けん うんこうきょり}運行距離27,523 k m)

→2010年度(平成22年度) ^{ねんど へいせい ねんど}目標 ^{もくひょう}延利用件数4,000件 ^{のべりょうけんすう} 運行距離31,980 k m)

・福祉^{ふくし}タクシー^{じぎょう}事業など

(^{げんこうりょうしょうはっこうにんずう}現利用証発行人数593件、^{けん りょうけんはっこうまいすう}利用券発行枚数50,733枚)

→2010年度(平成22年度) ^{ねんど へいせい ねんど}目標 ^{もくひょう}延利用証発行人数750人 ^{のべりょうしょうはっこうにんずう} 利用券発行枚数52,420枚

・^{つぎ}次の^{しよじぎょう}諸事業^{てんかい}を展開します。

・しょうがいしゃ^{じぎょう}レクリエーション事業

・ガソリン^{ひじよせいじぎょう}費助成事業

^{げんこうじゆきゆうしやすう}現行受給者数273人→2010年度(平成22年度) ^{ねんど へいせい ねんど}目標 ^{もくひょう}延受給者数400人

・リフト付^{つきじょうようじどうしやうんこうじぎょう}乗用自動車^{じどうしやうんてんきょうしゅうひじよせいじぎょう}運行事業

・自動車^{じどうしやうんてんきょうしゅうひじよせいじぎょう}運転教習費助成事業

・自動車^{じどうしやかいぞうひじよせいじぎょう}改造費助成事業など

(6) ^たその他

・しょうがいをもつ^{ひと}人^{たいおう}に対応する^{ししよくいん}市職員^{けんしゅうじぎょう}の^{じっし}研修事業^{じぎょうめい}の実施(事業名11)

・ヘルパー^{ようせいおよ}の^{いくせいじぎょう}養成^{じっし}及び^{じぎょうめい}育成事業^{じぎょうめい}の実施(事業名12)

・^{かくしゆ}各種^{ようせい}ボランティア^{かくしゆ}の^{かた}養成(各種ボランティアのあり方については、ワーキ

^{けんとう}ンググループで^{けんとう}検討)

・活動ボランティア	・パソコンボランティア
・点訳ボランティア	・音訳ボランティア
・手話ボランティア	・要約筆記ボランティア
・車椅子ガイドヘルプボランティア	
・知的しょうがいしゃ余暇支援・相談支援ボランティア(別途制度化)	

6. 施策一覧

(1) 住まい・生活について

事業名 1：住まいのあり方の充実について

事業目標：しょうがいのあるなしにかかわらず、だれもが、安心して住居が確保できるようにします。

事業内容：2006年度（平成18年度）中に住まいのあり方の充実に関するワーキンググループを立ち上げ、住まいのあり方の充実に関する検討と提言を行います。

事業名 2：精神しょうがいしゃ在宅サービスの推進

事業目標：精神しょうがいしゃ在宅サービスの確保・充実を図るため、国立市における長期展望を探求し、年次計画を立案し、実施へ向けた取り組みを行います。

事業内容：2006年度（平成18年度）中に精神しょうがいしゃ在宅サービス検討ワーキンググループを立ち上げ、実施可能な事業から具体化を図っていきます。

事業名 3：精神しょうがいしゃのためのショートステイ事業の創設

事業目標：精神しょうがいをもつ人が地域で安心して暮らすために緊急対応のできる場所を作ります。

事業内容：市内の社会福祉法人と実施に向けて検討します。

事業名 4：しょうがいしゃ地域自立生活支援センター事業の充実

事業目標：それぞれの連携によって3しょうがいに対応できる相談支援体制の充実を図ります。

事業内容：現在の支援センターをさらに2か所増やし、3か所設置します。

(2) 介助について

事業名 5：市独自の介助制度の創設

事業目標：しょうがいをもつ人が安定して質、量ともに保証する介助制度を構築します。

事業内容：居宅介助制度検討ワーキンググループを設置し、あわせて公的

かいご りよう じゅうそく かいご ぶぶん し どくじ
介護を利用しながら、充足されない介護の部分を市の独自
せいど ほかん せいど かた ちよくせつきゅうふ かのうせい
制度で補完していく制度のあり方や直接給付の可能性につい
けんとう
て検討します。

(3) 療育・教育について

事業名 6：統合保育の促進としょうがいのある幼児の療育事業

じぎょうもくひょう じぎょうめい とうごうほいく そくしん ようじ りよういくじぎょう
事業目標：しょうがいのある幼児が保育園、幼稚園に通園しながら通所で
じぎょうめい とうごうほいく げんそく とうごうほいく かんきょう せいび しえんたい
事業内容：統合保育を原則とし、統合保育ができる環境の整備と支援体
せい かくりつ ひつよう おう ようじせんもんきかん りよういく
制を確立する。必要に応じてしょうがい幼児専門機関で療育
え へつたつ したいふじゆう ようじ
が得られるように 発達しょうがいや肢体不自由のある幼児
つうしょ ば かくほ
の通所の場を確保します。

事業名 7：どの子ども共に育つ、豊かな教育をめざす制度の確立

じぎょうもくひょう じぎょうめい こ とも そだ ゆた きょういく せいど かくりつ
事業目標：学校内における教育を通じて、子どもたち同士の支え合い、
じぎょうもくひょう がっこうない きょういく つう こ 子どもたち どうし ささ あ
事業内容：どんな子どもも豊かな教育をめざし、その実現のための方法を
みと あ きょういく つう ちいき さいせい はか
認め合う教育を通じて地域の再生を図ります。
じぎょうないよう こ ゆた きょういく じつげん ほうほう
具体的に検討します。

(4) 社会参加・社会的活動・就労について

事業名 8：社会参加の推進事業

じぎょうもくひょう じぎょうめい しゃかいさんか すいしんじぎょう
事業目標：社会的活動を通してしょうがいをもつ人が社会生活を営み、
じぎょうもくひょう しゃかいてきかつどう どお ひと しゃかいせいかつ いとな
ちいき く つつ ぼ ひろ かいほうてき しゃかい
地域で暮らし続けられるような場を広げ、より開放的な社会
さんか すいしん
参加を推進します。

じぎょうないよう しゃかいさんか しゃかいてきかつどう しゅうろう
事業内容：しょうがいしゃが意見発表をしたり、市民と交流できる場を
せってい しゃかいてきかつどう さんか たいせい つく
設定し、スムーズに社会的活動に参加できるような体制を作る
ためにワーキンググループをせっち
設置します。

事業名 9：国立市しょうがいしゃ就労支援事業の創設

じぎょうもくひょう じぎょうめい くにたちし しゅうろうしえんじぎょう そうせつ
事業目標：しょうがいしゃの一般就労の機会拡大を図るとともにしょう
じぎょうもくひょう いっぱんしゅうろう きかいかくだい はか
がいが安心して働き続けられるよう、身近な地域におい
あんしん はたら つつ みちか ちいき

しゅうろうめん せいかつめん しえん いったいてき ていきょう
て就労面と生活面の支援を一体的に提供します。

じぎょうないよう くにたちし じっししゅたい しない しゃかいふくしほうじん きょうぎ いたく
事業内容：国立市が実施主体となり、市内の社会福祉法人と協議し委託し
ます。

いりょうし えんたいせい じゅうじつ (5) 医療支援体制の充実について

じぎょうめい あんしん いりょう う たいせい すいしん
事業名10：しょうがいしゃが安心して医療を受けられる体制の推進

じぎょうもくひょう ちいき いりょうし えんたいせい じゅうじつ はか
事業目標：地域における、しょうがいしゃの医療支援体制の充実を図り
ます。

じぎょうないよう あんしん ちいき せいかつ いしかい
事業内容：しょうがいしゃが安心して地域で生活できるよう、医師会と
きょうぎ うえ せっち
協議の上、ワーキンググループを設置します。

けいはつ けんりようご (6) 啓発・権利擁護について

じぎょうめい ひと たいおう ししよくいん けんしゅうじぎょう じっし
事業名11：しょうがいをもつ人に対応する市職員の研修事業の実施

じぎょうもくひょう も ひと せきにいん しんみ たいおう ぜん
事業目標：しょうがいを持つ人へ責任ある親身な対応ができるよう、全
しよくいん ゆうしかくしゃ ふく たい けんしゅう おこな
職員（有資格者を含む）に対して研修を行います。

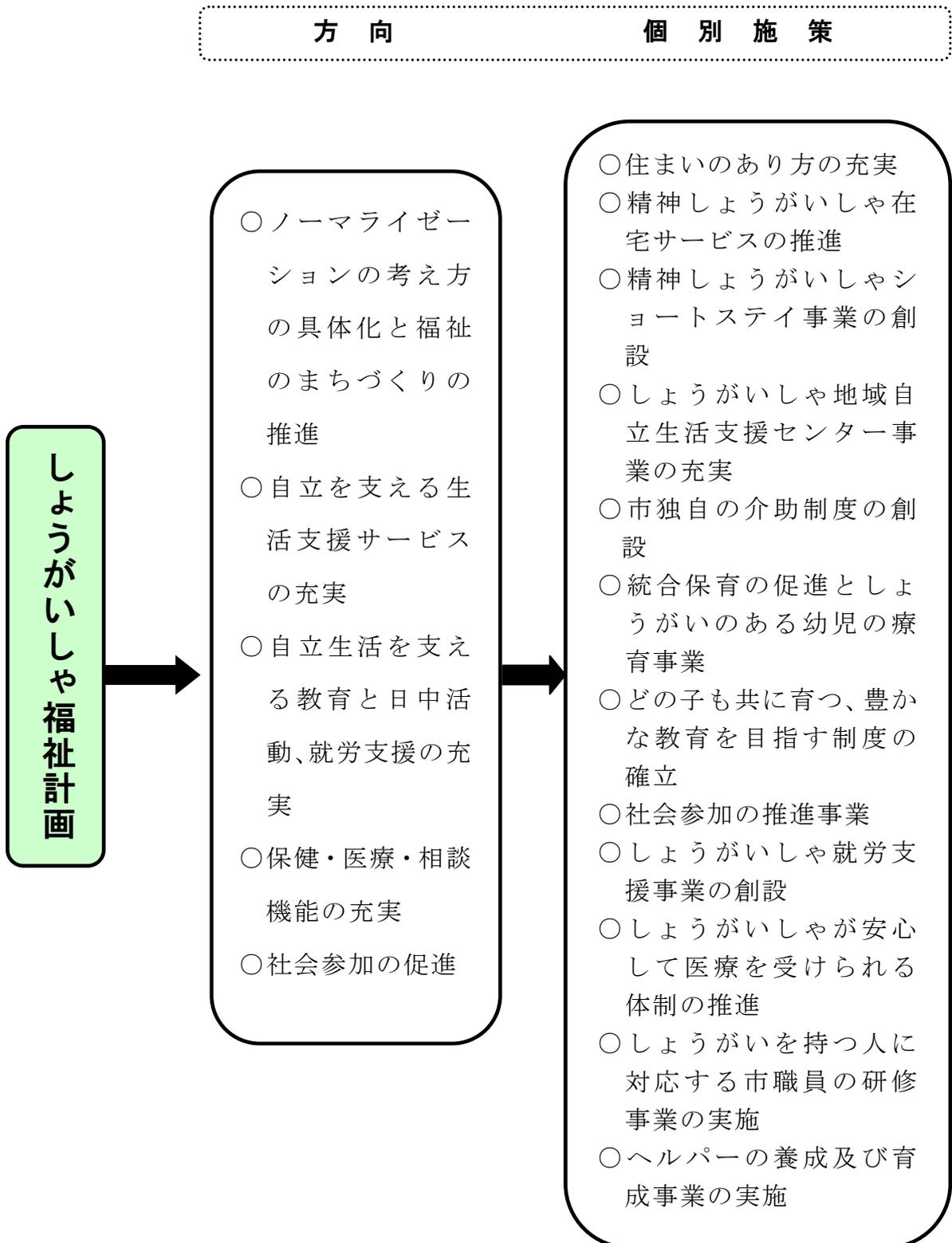
じぎょうないよう しない だんたい きょうりよく もと とうじ
事業内容：市内のいろいろなしょうがい団体などにも協力を求め、当事
しゃ はなし き こと じっさい かいじょ げんば たいけん
者の話を聞く事や実際に介助の現場を体験するなど、しょう
がいを持つ人の生活がわかる体験学習も取り入れた研修に
します。研修に当たっては「しょうがいしゃがあたりまえに暮
らすまち宣言」を周知徹底します。

じぎょうめい ようせいおよ いくせいじぎょう じっし
事業名12：ヘルパーの養成及び育成事業の実施

じぎょうもくひょう も ひと いし そ せいかつ さき とうじしゃ おく
事業目標：しょうがいを持つ人の意思に沿って生活を支え、当事者の送り
たいじんせい じんざい ようせい いくせい ひつよう たいとう
たい人生をサポートする人材の養成、育成が必要。対等にコミ
ュニケーションが取れ、その人らしい人生を送ることをサポー
とできる人材を育てることに取り組みます。

じぎょうないよう も ひと ひとり せいかつ あ
事業内容：しょうがいを持つ人、一人ひとりのしょうがいや生活に合わせ
たいおう そだ
て対応していくことのできるヘルパーを育てます。

7. 施策体系図



8. 個別施策

事業名 1：住まいのあり方の充実について（新規事業）

現状と課題	<p>国立市では、多くのしょうがいしゃ達が、自らアパートを借り、自立生活を実現している。しかし、市内や市外からの転居者の場合、アパートに入居する際、依然として困難が伴い、他の社会的弱者にも見られる問題であるので、改善が必要である。</p>	
目的	<p>しょうがいのあるなしにかかわらず、だれもが、安心して住居が確保できるようにする。</p>	
対象	<p>しょうがいをもつ市民</p>	
サービスの内容	<p>しょうがいの種別を問わず地域で共に自立した生活を送ることができるように、住まいと一体となった地域生活支援のあり方の中で、その具体化を図る。</p> <p>また、脱施設化・脱病院（退院）を促進し、市が入所措置を行った方々や、元国立市在住で長期入院患者の方々のうち、国立市で生活したい方が安心して地域生活に移行できるよう地域生活支援のあり方を、しょうがいしゃや関係者の方々を含めた検討会等で検討していく。</p> <p>また、公的保証人制度や心身しょうがいしゃ住宅費助成事業の対象枠の拡大、支給対象基準についても検討する。さらに、都営住宅のしょうがいしゃ枠の拡大やバリアフリー化を東京都等へ要請していく。</p>	
実施内容	2005年度	ワーキンググループの検討・設置
	2006年度	
	2007年度	継続
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	<p>ワーキンググループで検討する。脱施設化・脱病院（退院の促進）、住まいのあり方、数値目標などについても検討する。</p>	

事業名2：精神しょうがいしゃ在宅サービスの推進（新規事業）

現状と課題	<p>2002年度（平成14年度）から在宅サービスの実施主体が市に移管、新障害者プランも示され、地域生活支援のための具体的整備が求められる時代を迎えた。</p> <p>しかし一部のサービスが始まったばかりで量的にも質的にも不足しており、グランドデザイン（案）にみられるように、長期入院者の退院促進から就労支援までが地域支援の施策対象になりつつある。</p> <p>こうした背景を考慮して、今後は、長期展望にたった施策プランの検討が求められる。</p>	
目的	精神しょうがいしゃ在宅サービスの確保・充実を図るため、国立市における長期展望を探求し、年次計画を立案。実施に向けた取組みを行う。	
対象	精神しょうがいをもつ市民（入院中の人を含む）	
サービスの内容	<p>在宅サービスの基盤整備やピア相談員、ピアヘルパー養成など当事者支援事業のあり方等の検討。</p> <p>また、当事者が発信する市民を対象にした啓発事業（学校講話やイベント等）を開催し、差別や偏見を克服していく土壌をつくる。</p>	
実施内容	2005年度	ワーキンググループを設置し、在宅サービスの基盤整備について検討し、提案
	2006年度	
	2007年度	実施可能な事業から実施
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	精神しょうがいを持つ当事者、他のしょうがいを含む当事者や関係者で構成するワーキンググループを設置する。	

事業名3：精神しょうがいしゃのためのショートステイ事業の創設（新規事業）

現状と課題	精神しょうがいを持つ人が具合が悪くなった時、一時的に家族と離れたり、安心できる場所で過ごす事により入院しなくても、いつもの生活に戻れることが少なくない。その場所を地域に確保することが課題である。	
目的	精神しょうがいをもつ人が地域で安心して暮らすために緊急対応できる場所を確保する。	
対象	精神しょうがいをもつ市民	
サービスの内容	生活訓練施設等と契約を結び、ショートステイ事業を行う。24時間365日の相談体制については、広域的な組織化を図ることを東京都へ要望するとともに契約施設にも働きかける。	
実施内容	2005年度	精神しょうがいしゃのためのショートステイ事業の具体化・実施に向けた検討、ショートステイ事業の具体化と実施。
	2006年度	
	2007年度	継続
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	在宅緊急一時保護事業については、市内の社会福祉法人と協議検討をしていく。	

事業名 4 : しょうがいしゃ地域自立生活支援センター事業の充実（新規事業）

現状と課題	<p>現在、C I L くにたち援助為センターに委託して行っている。身体・知的・精神の三しょうがいの各種相談援助及びピアカウンセリングなどを精力的に実施し、その需要は年々増加している。</p> <p>従来にも増して増加することが予想される三しょうがいの複雑多様な相談に、迅速かつ的確に対応するため、身近な地域ごとに対応できる支援センターの設置が必要である。</p> <p>障害者自立支援法においても相談支援事業は地域生活支援事業に位置づけられている。</p>	
目的	それぞれの連携によって三しょうがいに対応できる相談支援体制の充実を図る。	
対象	しょうがいを持つ市民	
サービスの内容	現在の支援センターをさらに2か所増やし、3か所の設置とする。	
実施内容	2005年度	あり方について検討
	2006年度	
	2007年度	実施
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	<p>事業の委託先として知的しょうがいしゃ援護施設、精神しょうがいしゃ社会復帰施設なども加え、各しょうがい分野の支援事業者と当該事業について検討を進める。</p> <p>ピアカウンセラー、ピア相談員の養成や配置についても、具体的に検討を進める。</p>	

事業名 5 : 市独自の介助制度の創設 (新規事業)

現状と課題	<p>制度を使つての介助者派遣については資格制度が取り入れられ、認定を受けた事業所からのみの派遣ができる仕組みになっている。</p> <p>しょうがいを持つ人が安定した介護が受けられるように、市の独自制度の創設が急務であり、介護内容をより充実できる制度を検討する必要がある。</p>
目的	<p>しょうがいを持つ人が自立して生活ができるように、質、量ともに安定した介助を保障する。</p>
対象	<p>しょうがいを持つ市民</p>
サービスの内容	<p>居宅介助制度検討ワーキンググループを設置し、公的介護を利用しながら、充足されない介護の部分を市の独自制度で補完していく制度のあり方を検討する。その際、直接給付の可能性についても検討する。</p>
実施内容	<p>2005年度</p> <p>居宅介助制度検討ワーキンググループを設置し、個別の課題、基準、制度内容等を調査・研究し、2006年(平成18年)10月までに市に報告する。制度の実施</p>
	<p>2006年度</p>
	<p>2007年度</p> <p>継 続</p>
	<p>2008年度</p> <p>継 続</p>
	<p>2009年度</p> <p>継 続</p>
	<p>2010年度</p> <p>継 続</p>
実施方法	<p>介助サービスの立ち上げについては、しょうがい当事者が中心となった居宅介助制度検討ワーキンググループの中で検討する。</p> <p>制度設計、内容、基準について居宅介助制度検討ワーキンググループの中で検討し、制度案を作成して国立市地域保健福祉計画策定委員会に報告する。また、自己負担基準についても検討する。</p>

事業名6：統合保育の促進としょうがいのある幼児の療育事業（新規事業）

現状と課題	<p>保育園、幼稚園に入園を希望するしょうがい幼児が増えているが、統合保育をめぐる環境の整備や支援のあり方が不十分であることや、しょうがい幼児の療育設備も不備である。</p> <p>また、肢体不自由のある幼児については、出生時からの長期入院などにより孤立しがちな状況である。</p>	
目的	<p>しょうがいのある幼児が保育園、幼稚園に通園しながら、通所できる場を身近な地域で確保し、専門的な療育によって発達を支援するとともに、親子が孤立しないよう交流を図れる場とする。</p>	
対象	<p>しょうがいのある幼児</p>	
サービスの内容	<p>統合保育を原則とし、統合保育ができる環境の整備と支援体制を確立する。必要に応じてしょうがい幼児専門機関で療育が得られるように発達しょうがいや肢体不自由のある幼児の通所の場を確保する。</p> <p>プログラムに応じて必要な職種が療育実施に関わる。</p>	
実施内容	2005年度	あり方について検討、専門の人材、場所の確保
	2006年度	
	2007年度	実施
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	<p>市が実施主体となる。</p>	

事業名 7 : どの子ども共に育つ、豊かな教育をめざす制度の確立（新規事業）

現状と課題	<p>しょうがいのある子どもの学校選択権は、原則として認められており、各自の通常学級への選択権は保障されている。</p> <p>しかし、特別なニーズを必要とする子どもたちと他の子どもたちとが共に育つための理解はまだ不十分で、校舎によってはバリアフリーの未整備など、課題は残されている。</p>
目的	<p>学校内における教育を通じて、子どもたち同士の支え合い、認め合う教育の実現を図る。</p>
対象	<p>学校・園、保護者、地域の市民</p>
サービスの内容	<p>どの子どもも豊かな教育をめざし、その実現のための方法を具体的に検討する。</p>
実施内容	<p>2005年度</p>
	<p>2006年度</p>
	<p>2007年度</p>
	<p>2008年度</p>
	<p>2009年度</p>
	<p>2010年度</p>
実施方法	<p>関係機関と当事者により「共に育つ豊かな教育をめざすワーキンググループ」を設置し、検討する。</p>

事業名 8 : 社会参加の推進事業 (新規事業)

現状と課題	<p>長期入所や長期入院をしていたしょうがいしゃが退院後、社会生活のなかで、日常生活に支障を来たすことが多くある。</p> <p>また、しょうがいしゃの意見発表や市民との交流の場も少ない。より良い社会との関わりが持てる場を確保する必要がある。</p>	
目的	<p>社会的活動を通してしょうがいを持つ人が社会生活を営み、地域で暮らし続けられるような場を広げ、より開放的な社会参加を推進する。</p>	
対象	<p>しょうがいを持つ市民</p>	
サービスの内容	<p>しょうがいしゃが意見を発表したり、市民と交流できる場を設定し、スムーズに社会的活動に参加できるような体制を作るためにワーキンググループを設置する。</p>	
実施内容	2005年度	あり方について検討、ワーキンググループの設置
	2006年度	
	2007年度	継続
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	<p>社会参加推進体制については、ワーキンググループの中で検討する。</p>	

事業名9：国立市しょうがいしゃ就労支援事業の創設（新規事業）

現状と課題	<p>多くのしょうがいしゃが就労を希望しているが、実際には就職に向けてのチャレンジの機会や就労トレーニングを提供する場が非常に少なく、あきらめてしまう人が多い。</p> <p>より多くのしょうがいしゃの希望に応えるために、国立市在住のしょうがいしゃに向けた就労サービスの提供が必要である。</p>	
目的	<p>しょうがいしゃの一般就労の機会拡大を図るとともに、しょうがいしゃが安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する。</p>	
対象	<p>国立市に住む就職を希望する在宅のしょうがいしゃ</p>	
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・しょうがいしゃの就職相談 ・職業準備支援 ・職場開拓 ・職場実習支援 ・定着支援 ・離職時の調整及び離職後の支援 ・アフターケア 	
実施内容	2005年度	具体化に向けた検討、実施
	2006年度	
	2007年度	継続
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	<p>国立市が実施主体となり、市内の社会福祉法人等関係機関と協議し委託する。国の事業（障害者就業・生活支援センター）として認められた場合は、国の実施要綱に基づく事業として実施していく。</p> <p>職場開拓、就労支援、国立市の協力のあり方については、引き続き協議し具体策を検討する。</p>	

事業名 10：しょうがいしゃが安心して医療を受けられる体制の推進

(レベルアップ事業)

現状と課題	<p>国立市は開業医が多く身近なホームドクターとして受診することが可能である。</p> <p>しかし、出入口の段差等により、しょうがいしゃが受診する際困難を伴い、また、24 時間体制の医療相談窓口がないため、緊急時の対応に苦慮している。</p>	
目的	地域における、しょうがいしゃの医療の充実を図る。	
対象	しょうがいをもつ市民	
サービスの内容	<p>しょうがいしゃが安心して地域で生活できるよう、医師会との協議の場を設定し、ワーキンググループを設置する。また、新規医療機関についても生活保護医療機関への申請、要請をする。</p> <p>また、出入口の段差解消についても可能な限り要望していく。24 時間体制の医療相談窓口については、国立市独自では困難であり、検討事項とする。</p>	
実施内容	2005年度	あり方について検討、しょうがい当事者によるワーキンググループの設置
	2006年度	
	2007年度	継続
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	医師会との協議の場を設定し、ワーキンググループを設置する。	

事業名 11: しょうがいをもつ人に対応する市職員の研修事業の実施（新規事業）

現状と課題	<p>さまざまなしょうがいを持つ人に対して、市職員の対応が十分に出来るように、研修の充実を図る必要がある。</p>	
目的	<p>しょうがいを持つ人に責任ある親身な対応ができるよう、全職員（有資格者を含む）に対して研修を行う。</p>	
対象	<p>全職員</p>	
サービスの内容	<p>市内のいろいろなしょうがいしゃ団体などにも協力を求め、当事者の話を聞く事や実際に介助の現場を体験するなど、しょうがいを持つ人の生活が理解できる体験学習も取り入れた研修を実施する。</p> <p>なお、研修に当たっては「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を周知徹底する。</p>	
実施内容	2005年度	<p>すべてのしょうがいを持つ人に対応する市職員の研修事業の計画化と企画の具体化（実施）</p>
	2006年度	
	2007年度	<p>計画の具体化（実施）</p>
	2008年度	<p>継 続</p>
	2009年度	<p>継 続</p>
	2010年度	<p>継 続</p>
実施方法	<p>各種学習会や研修会・体験学習会の設定と積極的な当事者講師の派遣。</p> <p>年度計画を立てる際は、しょうがい当事者を含むワーキンググループで検討する。</p>	

事業名 12：ヘルパーの養成及び育成事業の実施（レベルアップ事業）

現状と課題	ヘルパーの中にはしょうがいを持つ人に対して理解が不足している場合が少なくない。人間と人間のつながりや対等な関係が作れるようにヘルパーの養成が望まれる。	
目的	しょうがいを持つ人の意思に沿って生活を支え、当事者の送りたい人生をサポートする人材の養成、育成が必要。 対等にコミュニケーションができ、しょうがいを持つ人が、その人らしい人生を送る事をサポートできる人材を育てることに取り組む。	
対象	しょうがいを持つ人に関わるまたは関わろうとする市民	
サービスの内容	しょうがいを持つ人、一人ひとりのしょうがいや生活に合わせて対応していけるヘルパー（ホームヘルパー、ガイドヘルパー、ピアヘルパーなどを含む）を育てる。	
実施内容	2005年度	各種ヘルパーの養成計画の策定と計画の具体化
	2006年度	
	2007年度	計画の具体化（実施）
	2008年度	継続
	2009年度	継続
	2010年度	継続
実施方法	<p>ヘルパー養成については、今後、制度利用に対する需要の拡大が見込まれるため、介助者の必要性がさらに高まることや、無資格者の対応も可能とする考え方から、基礎的な研修を行うことも検討する。</p> <p>あわせてガイドヘルパー、ピアヘルパー養成についても検討する。また、実務についた後の質的な確保の観点から、フォローアップ研修も実施していく。その際、しょうがいを持つ人や団体に協力を求める。</p>	